

実施状況

A：計画以上の実施

B：計画通りの実施

C：未実施

各事業の進捗状況

(1) 支援体制と広報周知の強化

① 支援体制の強化

複雑・多様化する家庭内の困りごとへの相談等について、市の体制を強化するとともに関係機関との連携を強化し支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容 (令和6年度、7年度の実施内容)	実施状況	今後の方針
こども家庭センターの運営	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の意義と機能は維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を一体的に行う機能を有する機関である「こども家庭センター」において、子育て支援を推進します。	子ども子育て課	上山市こども家庭センターの母子保健機能を担う母子保健係と、児童福祉機能を担う子ども福祉係が連携し相談支援を行ったほか、両係が支援の方向性を検討する定例会議を令和6年度は47回、令和7年度は46回開催しました。	B	今後も母子保健機能と児童福祉機能が連携し、継続して子育て支援を推進します。
母子保健機能(子育て世代包括支援センター)	妊娠・出産・子育てについての疑問・不安・悩みについて妊産婦の気持ちに寄り添ってサポートし、健やかな子育てを応援します。	子ども子育て課	妊娠・出産・子育てについての疑問・不安・悩みについて相談支援等を行いました。令和6年度は、訪問26件、面談76件、電話支援を176件、令和7年度は、訪問15件、面談57件、電話支援を165件行いました。	B	今後も妊娠期からの切れ目のない支援を目指し、妊産婦の気持ちに寄り添った支援を継続していきます。
児童福祉機能(子ども家庭総合支援拠点)	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、関係機関と連携し、課題把握、相談対応、調査訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点として活動します。	子ども子育て課	関係機関と連携し、こどもとその家庭及び妊産婦等の相談支援を行いました。相談件数(電話、面接、ケース検討等)は令和6年度3,070件、令和7年度3,553件でした。	B	今後も継続して、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象にソーシャルワーク業務を推進します。

要保護児童対策地域協議会による連携支援	こどもを守る地域ネットワークとして、児童福祉の関係機関等と組織し、定例の連絡会議と個別ケース会議を実施するほか、協議会の機能強化として職員・関係機関の専門性強化を図ります。	子ども子育て課	こどもを守る地域ネットワークとして、連絡会議を年4回、個別ケース検討会議については、令和6年度は13回、令和7年度は16回開催し、関係機関との連携を図りました。	B	今後も関係機関と情報共有の場を設けながら、こどもを守る地域ネットワークとして連携した支援を行います。
山形県福祉相談センターとの連携強化	多様化・複雑化している相談ニーズに対応するため、「中央児童相談所」、「女性相談支援センター」、「身体障がい者更生相談所」、「知的障がい者更生相談所」の機能を統合した福祉に関する総合的な相談支援を行います。	山形県福祉相談センター	多様化・複雑化している相談ニーズに対応するため、福祉に関する総合的な相談支援を行いました。	B	今後も「中央児童相談所」、「女性相談支援センター」、「身体障がい者更生相談所」、「知的障がい者更生相談所」の機能を統合した福祉に関する総合的な相談支援を行います。
山形県中央児童相談所	こどもに関する様々な相談（家庭の事情による養育困難、虐待等）に応じ、こどもが心身ともに健やかに成長できるように援助を行います。	山形県福祉相談センター	上山市からの送致や保護者からの相談を受け、専門的知識・技術を要する相談に応じ、市子ども子育て課と連携し援助を行いました。	B	今後も市と連携し援助を行います。
山形県女性相談支援センターによる相談	配偶者・恋人などからの暴力の相談や、女性の抱える様々な悩み（離婚、家庭内不和等）に対して相談支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センターとしてDV（ドメスティックバイオレンス）に係る相談支援も行います。	山形県福祉相談センター	女性の抱える様々な悩みに対して相談支援を行いました。また、配偶者暴力相談支援センターとしてDVに係る相談支援も行いました。その際、上山市女性相談支援員、要対協と連携を図りました。	B	今後も配偶者・恋人などからの暴力の相談や、女性の抱える様々な悩みに対して市と連携し、相談支援を行います。

山形県ひとり親家庭応援センターとの連携強化	ひとり親家庭の子育てや生活、就労、経済面などの様々な相談にワンストップで対応します。法律相談が必要な方には顧問弁護士の紹介や相談の際への同行も行います。電話、メール等での相談にも対応します。	山形県ひとり親家庭応援センター	上山市にお住まいと伺った方の対応実績は、令和6年度は相談11件・同行支援1件、令和7年度は相談19件でした。近年の相談は離婚前の相談が多くなっており、特に令和7年度は共同親権に関する相談が多くありました。	B	従来の来所・電話・メールによる相談に加え、令和8年7月からはライン相談を受け付け、利便性の向上を図ってまいります。
ハローワークやまがたとの連携強化	新卒者や若者などへの就職・転職の悩みなどの相談、適職診断、職業紹介などを行います。	ハローワークやまがた	新卒者や若者などへの就職・転職の悩みなどの相談、適職診断、職業紹介などを行いました。また、新たな取組として、令和7年度12月、2月に上山市総合子どもセンターめんごりあにて子育てと仕事の両立を目指している方を対象とした出張相談を計2回新たに行いました。	A	今後も新卒者等への就職、転職に係る相談や支援を行っていきます。

② 相談支援の充実

相談内容が複雑・多様化し、支援を要する範囲も多岐にわたることから、各種専門職による相談支援を行うとともに、相談員間の連携及び関係機関と協力し相談に基づく支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
母子保健コーディネーターによる相談支援	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、母子保健コーディネーターが妊娠初期から産後にかけての様々な相談に継続的に対応し支援します。	子ども子育て課	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、令和6年度はケアプランを78件作成し、電話相談は産前58件、産後64件の実施、令和7年度はケアプランを99件作成し、電話相談は産前47件、産後64件実施しました。	B	今後も、母子保健コーディネーターが妊産婦の様々な相談に継続的に対応し、支援していきます。
子育て支援相談員による相談支援	相談支援体制の強化を図るため、子育て支援相談員が、困難事例等への対応にあたり、支援対象世帯に寄り添ってサポートします。	子ども子育て課	子育て支援相談員を配置し困難事例の対応にあたり令和6年度は183日間相談業務等を行いました。令和7年度からは正規職員等で困難事例等への対応を行いました。	B	現在、正職員等で対応していますが、困難事例の対応等にあたる専門職の配置については必要に応じ検討してまいります。

家庭児童相談員による相談支援	子育てや家庭の相談に応じ、必要な助言や支援を行うほか、虐待通告を受けた家庭に対し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	子ども子育て課	子育て等相談に応じ必要な助言や支援を行いました。令和6年度はヤングケアラーコーディネーターが欠員となったことから2名体制とし、平均して230日間、相談業務等を行いました。令和7年度はヤングケアラーコーディネーター配置されたことに伴い1名体制とし、222日間相談業務等を行いました。	B	今後も家庭児童相談員を配置し、子育てや家庭の相談に応じた相談支援等を行います。
ヤングケアラーコーディネーターによる相談支援	ヤングケアラー対象世帯の支援について、関係機関と連携し取り組むとともに、ヤングケアラーの認知度アップに向けた広報啓発活動を行います。	子ども子育て課	ヤングケアラーに係るリーフレットやポスター等を関係各所に配付し広報啓発を図りました。令和6年度はヤングケアラーコーディネーターを募集しましたが応募がなく、家庭児童相談員を2名体制にして相談支援等を行いました。令和7年度はヤングケアラーコーディネーターを配置し231日間、相談業務や広報啓発を行いました。	B	今後も継続してヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラー支援を行ってまいります。
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭の抱えている養育費、就労等の問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供など、家庭生活の安定が図れるよう、自立に向けた支援を行います。	子ども子育て課	ひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、養育費や就労等の問題解決に必要な助言、情報提供など自立に向けた支援を行いました。令和6年度、令和7年度とも、それぞれ約192日間、相談業務等を行いました。	B	今後も母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活安定が図れるよう、必要な支援を行います。

女性相談支援員による相談支援	家庭内不和による離婚や、配偶者等からのDV（ドメスティックバイオレンス）など、女性が抱える困難な問題についての相談支援を行います。	子ども子育て課	離婚や、配偶者等からのDV（ドメスティックバイオレンス）など、女性が抱える問題について、令和6年度、令和7年度とも、それぞれ約192日間、相談支援業務等を行いました。	B	今後も女性相談支援員を配置し、女性が抱える困難な問題について相談支援を行います。
精神保健事業による相談支援等	こころの健康相談、弁護士無料相談など精神科医や弁護士、保健師等、専門職による相談支援を行います。 また、「SOSの出し方・受け止め方研修会」等を行います。	健康推進課 学校教育課	専門職による相談事業については、計画通り実施し、令和7年度の利用件数はこころの健康相談6件（令和6年度より3件増）、弁護士無料相談47件（令和6年度より1件増）でした。 学校教育課と連携しSOSの出し方研修会105人・受け止め方研修会20人が参加しております。	B	今後も、相談支援事業を継続して実施するとともに、関係機関と連携を図り、必要な方の利用につながるよう周知を図ってまいります。
生活困窮者自立相談支援事業による相談支援	生活困窮者自立相談支援事業の支援員と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員の連携により各種支援につなげる体制の充実を図ることで、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向け施策の連携を推進します。	福祉課 上山市社会福祉協議会 子ども子育て課	生活困窮者自立相談支援事業の支援員と母子・父子自立支援員の連携が図られ、切れ目ない支援につながりました。（福祉課）	B	必要な方の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。

③ 支援制度等の広報周知の強化

支援の必要性が高いひとり親や困窮世帯の方が支援制度の認知度が低く、支援が届きにくい状況にあることから、必要な情報が適切なタイミングで届けられるよう、わかりやすく繰り返し周知することや受け取り手に応じた広報媒体で周知するよう努めます。また、こどもの貧困問題について広く周知し、市民の理解を促します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
広報周知の強化	広報誌、SNS 等を利用してこどもの貧困問題、支援制度を広報周知します。また、支援制度対象者に内容が伝わるよう情報提供の機会や広報媒体等について検討を進めます。	子ども子育て課	これまで、市公式 LINE にて令和6年度は3回、令和7年度は4回、市内こども食堂、フードバンク、フードドライブ、こどもの相談窓口等の情報を配信したほか、市報やホームページでも情報発信を行いました。	B	今後も各種媒体を通じ、広報周知を強化してまいります。

【支援体制と広報周知の強化】実施状況

A：計画以上の実施：1件 B：計画通りの実施：17件 C：未実施：0件

(2) 教育・保育の支援

① 幼児教育・保育の全額公費負担の推進及び質の向上

ア 幼児教育・保育の全額公費負担等の推進

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、こどもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、保育所・認定こども園等の充実は、貧困の世代間の連鎖を断ち切ることに資するため、全てのこどもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育の全額公費負担等を着実に実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
幼児教育・保育の全額公費負担 (国・県)	子育て世代、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、国の幼児教育・保育の全額公費負担に基づき、3歳以上の児童及び3歳未満の市民税非課税世帯の児童の保育料を全額公費負担します。また、県と連携し、国の全額公費負担の対象とならない一定所得未満（市民税 97,000 円未満）の世帯の児童の保育料を全額公費負担します。	子ども子育て課	令和6年度は、国の全額公費負担の対象となる世帯 367 世帯に加え、県と連携し国の全額公費負担の対象とならない 83 世帯の保育料を全額公費負担しました。 令和7年度は、国の全額公費負担の対象となる世帯 343 世帯に加え、県と連携し国の全額公費負担の対象とならない 48 世帯の保育料を全額公費負担しました。 また、令和7年度からの県事業拡充により、市民税 169,000 円未満の世帯 25 世帯の保育料を一部公費負担しました。	B	今後も県と連携し、国の全額公費負担の対象とならない世帯の保育料を軽減してまいります。

第2子以降保育料全額公費負担（市独自）	18歳未満の兄弟等がいる第2子以降の0～2歳児が保育所等を利用した際の保育料を全額公費負担します。	子ども子育て課	令和6年度は33世帯、令和7年度は24世帯の保育料を全額公費負担しました。	B	今後も0～2歳児の多子世帯の保育料を公費負担し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
認可外保育施設保育料負担軽減	県と連携し、認可外保育施設に入所している所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減します。	子ども子育て課	県と連携し、令和6年度は所得要件を満たす世帯17世帯、多子世帯13世帯、令和7年度は所得要件を満たす世帯30世帯、多子世帯8世帯の保育料を軽減しました。	B	今後も県と連携し、所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減してまいります。
放課後児童クラブ利用料軽減	県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減します。	子ども子育て課	県と連携し、令和6年度は準要保護世帯13世帯、多子世帯23世帯、令和7年度は準要保護世帯14世帯、多子世帯13世帯の利用料を軽減しました。	B	今後も県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減してまいります。
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。	子ども子育て課	ファミリー・サポート・センター事業については計画通り実施し、令和6年度の利用件数は220件、令和7年度の利用件数は374件で、令和6年度より増加しました。	B	ファミリー・サポート・センター事業の運営については、子育て世代の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。

イ 幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育の場において、こどもの支援活動に資するよう関係する教員、保育士等の職員がこどもの貧困等について学ぶ機会を設けます。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
教員、保育士等職員への研修会の実施	生徒・児童の所属施設の職員を対象に、こどもの貧困等に対する気づきと対応についての研修会を開催します。	子ども子育て課	児童虐待やヤングケアラーなど、心配される家庭についての気づきと対応について、生徒・児童の所属施設の職員等を対象にした研修会を実施しました。令和6年度は児童虐待とヤングケアラー支援の2部構成とし参加者は37人、令和7年度は児童虐待研修の参加者は43人、ヤングケアラー研修の参加者は40人でした。	B	今後も生徒・児童の所属施設の職員がこどもの貧困等に対して気づき、適切な対応が取れるよう取り組んでまいります。
指導監査の実施	教育・保育施設等の質の確保を図るため、適正に指導監査を行います。	子ども子育て課	令和6年度及び令和7年度に県により保育所及び認定こども園において指導監査を実施しました。	B	今後も継続的に指導監査を行い、教育・保育施設等の質の確保と適正な運営に取り組んでまいります。

② 地域に開かれたこどもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが機能する体制の構築等児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。貧困家庭のこどもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと関係機関との連携を上山市要保護児童対策地域協議会が中心となり調整を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる児童生徒・保護者支援事業	いじめや不登校等児童生徒の問題を課題とする小中学校へ、教師と学校組織が適切な支援を行えるようサポート人材を派遣し、児童生徒の状況、各学校や地域の実情を踏まえ、学校の持つ教育の力が十分に発揮されるよう支援を行います。	学校教育課	令和7年度に上山市スクールカウンセラー活用事業実施要綱を策定し、市独自で新たにスクールカウンセラーを1名配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動・課題への対応として小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、学校のカウンセリング機能強化を図りました。	A	今後も、児童生徒の問題行動・課題への対応として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援事業を継続してまいります。
教育相談所の設置	児童生徒や保護者の悩みやストレスの緩和のための教育相談活動のほか、特別な支援を必要とする児童生徒への支援等を主な業務として行う教育相談所を設置することで、児童生徒のいじめ・不登校など、生徒指導上の問題行動等の未然防止や改善を図ります。	学校教育課	令和6年度に上山市教育支援センター設置要綱を策定、令和7年度から教育支援センターを市役所から不登校対策の拠点校である学びの多様化学校「きらり学園」内に移設し、支援・相談の機能強化を図りました。	A	今後も、児童生徒の問題行動・課題への対応として、教育支援センターにおける課題解決を目指し、事業を継続してまいります。

イ 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、こどもの学力が身につくよう学校でのこどもへの指導体制と教育環境を充実し、きめ細やかな指導を推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置事業	保護者や地域住民からなる学校運営協議会を設置し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることができるコミュニティ・スクールの設置と共に、地域学校協働本部と連携し、学習支援等の充実を図ります。	学校教育課	西郷小中学校を除く市内7つの小中学校において学校運営協議会を設置し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させました。	B	今後も地域のニーズを学校教育に活かし、地域とともにある学校づくりのため学校運営協議会設置事業を継続して実施してまいります。
家庭学習のための通信機器整備支援事業	W i - F i 環境を整えられない家庭に対して、モバイルルーターの貸し出しを行い、インターネット通信による学習環境を提供します。	教育企画課	家庭学習のための通信機器整備支援事業については、令和6年度は利用者が2件、令和7年度については1件でした。	B	今後も、家庭学習のための通信機器整備を支援していくため、事業を継続してまいります。
G I G Aスクール構想の推進	G I G Aスクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進するとともに、学習要領にそったI C T環境の充実を図ります。	教育企画課	令和6・7年度に、ICT機器及び県内初となるクラウド型のネットワーク環境を更新し環境の充実を図りました。また、端末利活用の日常化を促進するため、教職員研修を実施しました。	A	今後も、学習指導要領で目指す資質・能力の育成のための学習基盤としてG I G Aスクール構想を推進してまいります。

③ 高等学校等における修学継続のための支援

ア 高校中退予防のための取組

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であるため中退を考えている生徒・家庭や中退後のこども・家庭が抱える課題や悩みについて、こども家庭センターで相談を受け付け、関係機関と連携し支援します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
こども家庭センター相談支援事業	家庭児童相談員等が、高校中退を考えている生徒・家庭の課題や悩みを聞き取り関係機関と連携し支援します。	子ども子育て課	こども家庭センターに家庭児童相談員等を配置し、相談体制を整えていましたが、令和6年度、令和7年度ともに高校中退に係る相談事案はありませんでした。	B	今後も高校中退に係る相談があれば、家庭の課題や悩みを聞き取り、関係機関と連携し支援します。

④ 大学等進学に対する教育機会の提供

ア 高等教育の修学支援

意欲と能力のある学生等が、経済的な理由によって大学等への進学を断念することなく修学の機会を得られるよう、経済状況に応じて奨学金や授業料の軽減などの支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
山形県若者定着奨学金返還支援事業 (県・市)	若者の県内回帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	商工課	県と連携し広く周知を行ったことから、令和6年度は14名、令和7年度は6名の助成候補者認定がありました。	B	今後も県と連携し、必要な方の利用につながるよう周知を図ってまいります。

「高等学校奨学金」 ほか各種奨学金	学習意欲が高く、かつ、経済的な理由により大学への修学が困難な学生等に対し「上山市奨学金貸付制度」について周知し募集を行います。	各高等学校 教育企画課	奨学生募集については、毎年12月に市報、ホームページへ掲載し、市内及び近隣高校へ案内を周知しております。令和8年度は6名採用しております。	B	今後も近年の採用状況や基金の状況を踏まえながら、周知、募集を行ってまいります。
----------------------	---	----------------	---	---	---

⑤ 特に配慮を要するこどもへの支援

ア 特別支援教育に関する支援の充実

障がいのある児童生徒等への特別支援教育の充実を図ります。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
適切な就学先を判断するための教育支援相談	発達検査、参観、保護者との面談、障がいの状況等を把握し、教育支援委員会の意見を基に、保護者と合意形成を図りながら適切な就学先及び在籍する学級を決定する等の支援を行います。	学校教育課	各学校等を訪問しての観察や調査及び発達検査等により状況を把握し、教育支援委員会の意見と保護者の合意形成をもとに適切な就学先等の決定を行いました。	B	今後も適正な就学先を判断するため教育支援相談業務を継続してまいります。
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ります。	学校教育課	令和6年度65件、令和7年度72件の奨励費の支給により特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図りました。	B	今後も特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減のため事業を継続してまいります。

イ 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒等への教育の機会が適切に確保され、進学や就職が円滑に実現できるよう学校における日本語指導を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
外国人等子ども日本語習熟支援事業	市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校生活における日本語理解が不十分な生徒に対し、日本語支援員の指導のもと日本語の習熟支援を行います。	学校教育課	市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校生活における日本語理解が不十分な児童生徒に対し、令和6年度は3校、令和7年度は2校に日本語支援員を派遣しました。	B	今後も学校生活における日本語理解が不十分な児童生徒に対し、日本語支援員を派遣し、円滑な学校生活が送れるよう支援してまいります。

⑥ 教育費負担の軽減

ア 義務教育段階の就学支援の充実

就学援助等の支援が必要な世帯に制度が活用されるよう、きめ細やかな広報周知等の取組を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
就学援助制度	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒及び小学校就学予定者の就学に係る学用品費等について支援します。	学校教育課	就学援助制度により経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒に対し、令和6年度91件、令和7年度84件と小中学校就学予定者の就学に係る学用品費等について支援することで経済的負担軽減を図りました。	B	今後も経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒及び小中学校就学予定者の就学に係る学用品費等について支援し、経済的負担軽減を図ってまいります。

上山市立小・中学校遠距離通学費補助金事業	遠距離通学児童・生徒の保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課	遠距離通学費補助金事業により遠距離通学児童・生徒に対し、令和6年度 67 件、令和7年度 64 件の保護者の負担軽減を図りました。	B	今後も遠距離通学費補助金事業により遠距離通学児童・生徒の保護者の負担軽減を図ってまいります。
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ります。	学校教育課	令和6年度 65 件、令和7年度 72 件の奨励費の支給により特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図りました。	B	今後も特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減のため事業を継続してまいります。

イ 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金を支給するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として、私立高等学校に就学する生徒に係る学用品費等について支援します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
高等学校等就学支援金	世帯の所得に応じて、授業料に充てる支援金を給付し、こどもの高等学校等への修学を支援します。	各高等学校	世帯の所得に応じて、授業料に充てる支援金を給付し、こどもの高等学校等への修学を支援しました。	B	今後も継続して高等学校等への修学を支援します。
私立高等学校就学奨励補助	私立高等学校に在学する生徒の就学に係る保護者の負担軽減を図ります。	各高等学校 学校教育課	私立高等学校就学奨励補助により、令和6年度 11 件、令和7年度 10 件支給し、私立高等学校に在学する生徒の就学に係る保護者の負担軽減を図りました。	B	令和8年度から私立高等学校も教育費無償化対象となることから、私立高等学校就学奨励補助についても令和8年度から廃止となりました。

ウ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯のこどもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付を行います。

また、生活保護世帯のこどもが、進学する際に資金面で支援するとともに、生活保護制度において、大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
生活福祉資金貸付制度	所得の少ない世帯、障がい者世帯に対して、無利子または低利で就学支援などのための資金の貸付を行います。	上山市社会福祉協議会	所得の少ない世帯等に対し、無利子または低利で就学支援などのための資金の貸付を行いました。	B	今後も所得の少ない世帯等に対し、無利子または低利で就学支援などのための資金の貸付を行います。
入学準備金制度	生活保護受給者で、こどもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	福祉課	令和6年度、令和7年度ともに該当者がおらず、利用件数は0件でした。	B	対象者がいた場合は、制度周知につとめてまいります。
進学準備金給付制度	生活保護世帯のこどもで大学等に進学した者に対して、進学給付金を支給します。	福祉課	令和6年度、令和7年度ともに該当者がおらず、利用件数は0件でした。	B	対象者がいた場合は、制度周知につとめてまいります。
大学在学中の住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯のこどもの大学等への進学率が全世帯のこどもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を支援します。	福祉課	令和6年度、令和7年度ともに該当者がおらず、利用件数は0件でした。	B	対象者がいた場合は、制度周知につとめてまいります。

エ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

ひとり親家庭のこどもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
母子父子寡婦福祉資金（県）	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	子ども子育て課	母子家庭等の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金に係る相談を実施しましたが、令和6年度、令和7年度の活用実績はありませんでした。	B	今後も、制度の周知や相談を通して活用につなげるなど、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。

⑦ 地域における学習支援等

ア 地域学校協働活動における学習支援等

地域学校協働活動を推進する中において、地域学校協働活動推進員を配置し、地域における学習支援等の充実を図ります。

その際、学習等に困難を有するこどもに、学習支援や生活支援を実施している団体との連携を強化するなど、こどもの実情に配慮した支援の充実を図ります。

さらに、学校・家庭・地域の連携協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の一体的な運営により、地域での学習支援等の一層の促進・充実を図ります。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、地域への愛着や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民と連携します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
学校・家庭・地域の連携協働推進事業	幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、こどもたちの成長を支え地域を創生する活動を行う「地域学校協働本部」を設置し、地域でのこどもの実情に配慮した学習支援等を行います。	生涯学習課	地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域の連携の下、地域住民等の協力を得て学習機会の充実を図ってきました。	B	地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的運営をさらに推進します。

イ 生活困窮世帯等への学習支援

育児と仕事の両立が難しい生活困窮世帯・ひとり親家庭等について、こどもに対する教育や生活習慣の指導等が十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。また、生活習慣の習得・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
生活困窮世帯等のこどもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等のこどもに対し、無料の学習支援（集合型学習指導）を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供やこどもの居場所づくり等を行います。	まな viva かえる家福祉課 子ども子育て課	こどもの学習支援事業については、令和6年度の利用人数は25人、令和7年度は23人でした。	B	こどもの学習支援事業については、継続して実施するとともに、必要な方の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。
英語によるコミュニケーション能力育成事業	こどもに対する無料の学習支援（英会話等）を実施し、学ぶ意欲を保障する場を提供します。	学校教育課	令和7年度から英語教育コーディネーターの配置と地域おこし協力隊を含むALT（外国語指導助手）を1名増員し、各学校へのALT派遣や英語イベントの開催により、児童生徒が英語によるコミュニケーションを図る機会を創出しました。	A	令和8年度から小学校1・2年生でも英語にふれる機会を創出し、市内全ての小・中学生が英語によるコミュニケーション能力育成事業の対象となりました。今後も継続して事業を実施してまいります。

⑧ その他の教育支援

ア 学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を行うことで、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
生活保護（教育扶助）	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒及び小学校就学予定者の就学に係る給食費等について支援します。	福祉課	令和6年度、令和7年度ともに該当者がおらず、利用件数は0件でした。	B	対象者がいた場合は、制度周知につとめてまいります。
就学援助制度	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒に係る給食費等について支援します。	学校教育課	就学援助制度により経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒に対し、令和6年度91件、令和7年度84件を就学に係る給食費等について支援することで経済的負担軽減を図りました。	B	令和8年度から小学校が給食費無償化対象となりますが、中学生については、経済的理由により就学が困難と認められる者について給食費等について支援し、経済的負担軽減を図ってまいります。

【教育・保育の支援】実施状況

A：計画以上の実施：4件 B：計画通りの実施：29件 C：未実施：0件

(3) 生活の安定に向けた支援

① 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援

ア 妊娠・出産期からの相談、切れ目のない支援

こども家庭センターや総合子どもセンターめぐりあ等の児童福祉施設で、保護者からの子育ての不安や悩みについての相談・助言を行うことで、孤立した子育てとならないよう支援します。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊婦・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
こども家庭センター相談支援					
母子保健機能（子育て世代包括支援センター）における相談支援	全ての妊婦の状況を把握するとともに、支援を必要とする子育て世帯に対し、妊産婦の状況に応じた包括的な相談支援を行います。	子ども子育て課	妊産婦の状況に応じた包括的な支援として、令和6年度は78件、令和7年度は99件のケアプランを作成しました。また、乳幼児全戸訪問事業として、令和6年度は94件、令和7年度は77件の訪問を実施し、対象者全員を訪問することができました。早期訪問率（3か月未満の訪問率）も令和6年度は97.9%、令和7年度は96.1%で、産後早い時期に支援に向けた状況把握ができています。	B	今後も妊娠期からの面談を通して妊婦の状況を把握し、産後早期に訪問することで育児等様々な不安へのサポートや、子育ての情報提供を行うなど、安心した育児が行えるよう相談支援を継続していきます。

	児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）における相談支援	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、関係機関と連携し、課題の把握、相談対応、調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点として活動します。	子ども子育て課	関係機関と連携し、こどもとその家庭及び妊産婦等の相談支援を行いました。相談件数は令和6年度3,070件、令和7年度3,553件でした。	B	今後も継続して、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象にソーシャルワーク業務を推進します。
総合子どもセンター めんごりあ等での子育て支援事業		めんごりあや児童福祉施設で、保護者の子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行います。	子ども子育て課	子育て支援事業については、令和6年度の育児相談の利用件数は20件、令和7年度の利用件数は13件でした。	B	今後も地域の子育て支援機能の充実を図り、こどもの健やかな育ちを支援するため、子育て支援事業を継続してまいります。
妊婦健康診査・教室		母と胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査受診券を交付し受診勧奨を行うとともに、妊婦健康診査の結果、異常が見つかった場合は、医療機関と連携し適切な行動がとれるよう指導を行います。また、妊娠・出産・子育てについての基本的知識や情報の提供を行い、子育ての不安を解消するため妊娠期から相談事業や母親教室、ファミリー教室を実施します。	子ども子育て課	母と胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査の受診勧奨を行い、延べ受診者数は令和6年度は953人、令和7年度は957人となりました。また、妊婦健康診査の結果、異常が見つかった場合は、医療機関と連携し適切な行動がとれるよう指導を行いました。妊娠出産子育ての基本的知識の普及や情報提供を行うために各種教室を開催し、母親教室参加者数は、令和6年度は15人、令和7年度は16人で、ファミリー教室参加者数は令和6年度は46人、令和7年度は41人となりました。	B	今後も、妊娠期より関係機関との連携を図りながら、支援を継続するとともに、産前からの相談事業や教室を開催することで、妊娠出産子育ての基本的知識の普及や情報提供を行い、安心した子育てが行えるよう支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や、育児相談、情報提供等を行います。	子ども子育て課	お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や情報提供等を行うため、乳幼児全戸訪問を行いました。令和6年度は94件、令和7年度は77件の訪問を実施し、対象となる全ての家庭を訪問することができました。早期訪問率（3か月未満の訪問率）も令和6年度は97.9%、令和7年度は96.1%で、産後早い時期に支援に向けた訪問ができています。	B	今後も安心した子育てが行えるよう、産後早期の訪問や、子育て支援の情報提供を行い、適切な育児支援事業やサービスの提供につなげていきます。
乳幼児健康診査・教室	先天性の異常や障がいの早期発見を図るため、4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児等を対象とした健康診査や子育てに関する教室等を開催し、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、乳幼児の健康の増進を図ります。	子ども子育て課	先天性の異常や障がいの早期発見を図るため、乳幼児健診や子育てに関する教室等を開催しました。乳幼児健診の受診率は、令和6年度、令和7年度ともに95～100%で、未受診者については育児状況の確認や受診勧奨を行いました。	B	今後も乳幼児健診や子育てに関する教室等を行うことで、心身の発育や発達の確認及び適切な指導を行い、乳幼児の健康増進を図っていきます。

産後ケア事業	産後ケアを必要とする母子に対し、一定期間の宿泊や通所又は訪問により心身のケア、育児指導等の支援を実施します。	子ども子育て課	産後ケアを必要とする母子に対し、産後ケア事業を実施しました。令和6年度は、ショートステイが4人(延べ15日)、デイサービスが17人(延べ39回)、アウトリーチが14人(延べ41回)で、令和7年度は、ショートステイが3人(延べ8日)、デイサービスが12人(延べ18回)、アウトリーチが9人(延べ29回)の利用となりました。	B	今後も、サービスを希望する方が適切な時期に利用できるよう情報提供や支援を行うとともに、産後ケア委託事業者と連携を図りながら、産後支援の充実を目指します。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童などの居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を実施します。	子ども子育て課	乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対して、訪問支援をおこないました。令和6年度の訪問回数は26回、令和7年度の訪問回数は13回となりました。	B	今後も妊娠期からの継続したかわりの中で、養育に関するサポートが必要なケースを把握し、必要な支援に繋ぐことで安心した子育てが行えるよう事業を継続していきます。
低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業	低所得の妊婦に対し初回の産科受診料の費用を助成することで経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援につなげます。	子ども子育て課	令和6度、7年度ともに利用実績はありませんでした。	B	今後も支援を必要とする妊婦の利用につなげられるよう、制度の周知を図っていきます。

妊娠出産及び子育て通院支援タクシー利用料金助成事業	支援が必要な妊婦等に対し、出産及び健康診査等のために通院する際のタクシー利用料金の助成を行うことで、妊娠期から子育て期の身体的及び経済的な負担を軽減するとともに、安心してこどもを産み育てることができる環境を整備します。	子ども子育て課	妊娠期から子育て期の身体的及び経済的な負担を軽減するため、タクシー利用料金の助成を行いました。令和6年度は、妊娠出産支援に係るタクシー利用はありませんでしたが、子育て通院支援において1人が利用しました。令和7年度はどちらも利用はありませんでした。	B	今後も支援の必要な妊婦等の身体的及び経済的負担を軽減するため、制度の周知を図るとともに事業を継続していきます。
出産・子育て応援事業	安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型の相談支援と、出産・子育てを応援する経済的支援を行います。	子ども子育て課 福祉課	安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した相談支援を行うとともに、出産・子育てを応援する経済的支援として、給付金を支給しました。令和6年度1回目は72人で3,600,000円、2回目は97人で4,850,000円。令和7年度1回目は99人で4,950,000円、2回目は87人で4,350,000円の給付となっています。	B	今後も、安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した相談支援と、出産・子育てを応援する経済的支援を行います。

イ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

妊娠期から支援を行えるよう、妊娠届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、こども家庭センターが中心となり、関係機関と連携し、適切な支援を行います。

さらに、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し相談を受けるとともに必要に応じ、助産施設や母子生活支援施設等への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
助産施設への措置	経済的理由で出産費用を負担できない妊婦を対象に、出産に向けた準備、相談、出産費用等の支援を行うために助産施設への措置を実施し、安全安心な出産を確保します。	子ども子育て課	ホームページで周知を図りましたが、令和6年度、令和7年度ともに利用はありませんでした。	B	今後も、必要な方がいれば助産施設の利用を助言し、安全安心な出産を確保します。
母子生活支援施設への措置入所	児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、母子生活支援施設へ保護するとともに、自立促進へ向けた生活支援を行います。	子ども子育て課	児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、保護及び生活支援に係る相談を実施しましたが、母子生活支援施設への措置入所は、令和6年度、令和7年度はありませんでした。	B	今後も、必要に応じて母子生活支援施設への保護を実施し、自立促進へ向けた生活支援を行います。

② 保護者の生活支援

ア 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。

また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な方に対し、就労準備の支援を実施します。

ひとり親家庭については、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供による生活支援を推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談	生活保護ケースワーカーが生活保護受給世帯の生活状況等を把握し、自立を助長するための指導を行います。	福祉課	令和6年度の訪問件数は258件、令和7年度は285件でした。	B	今後も、自立を助長するため継続してまいります。
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと事業の協定を結び、仕事を探している生活保護受給者とハローワークをつなぎ、就労の相談や紹介、給付金制度による支援を行います。	福祉課	令和6年度の利用者数は3名、令和7年度は5名でした。	B	制度周知につとめて、自立につながるよう支援してまいります。
被保護者就労支援事業	生活保護受給者に対して、就労の相談を受けてハローワークに同行するなど就労支援を行います。	福祉課	令和6年度は14名、令和7年度は19名に対して、就労支援を行いました。	B	今後も、自立を助長するため継続してまいります。
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者の相談に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。	福祉課 上山市社会福祉協議会	令和6年度の相談件数は150件、令和7年度は169件でした。	B	必要な方の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。

ひとり親家庭子育て生活支援事業	ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、家庭生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行います。市が相談、申請窓口となります。	山形県母子寡婦福祉連合会 子ども子育て課	児童扶養手当の手続きなど、機会を捉えて、当該事業の周知を図りましたが、結果として令和6年度、7年度ともに利用者がいませんでした。	B	今後も当該事業を継続して実施するとともに、制度の周知を図っていきます。
山形県ひとり親家庭応援センターの周知	電話や対面による就業相談や就業支援セミナー、ハローワーク等関係機関と連携した就業情報提供などにより、ひとり親の就業支援を行っていることを周知します。	山形県母子寡婦福祉連合会 子ども子育て課	児童扶養手当の手続きなど、機会を捉えて、ひとり親福祉のしおりを交付し、山形県ひとり親家庭応援センターの取組等の周知を図りました。	B	今後も、ひとり親の就業等を継続して支援するとともに、山形県ひとり親家庭応援センターの取組等の周知を図っていきます。

イ 保育及びこどもの居場所等の確保

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て世帯のニーズに対応するため、保育園、放課後児童クラブ等における保育の定員を確保するとともに、所得要件等に応じて保育料の軽減を図ります。

また、他機関等で実施する保育士等キャリアアップ研修等において、「こどもの貧困」に関する内容を学び、担当職員の専門性の向上を図ります。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
保育園、認定こども園、放課後児童クラブによる保育支援	就労等により、昼間や放課後に保護者が家庭にいない児童について、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の基本的な生活習慣の確立や健全な育成を図るため、保育の場を確保します。	子ども子育て課	保育園・認定こども園については、民間立園に対し保育士採用に係る経費補助を実施するとともに、受入児童数や保育室の状況を相談・検討し受入拡大に結びました。また、公立園においてもニーズの高い0歳児の受入を拡大しました。 放課後児童クラブについては、増大しているニーズに対応すべく、施設と協議・調整しながら受入に結びました。また、令和7年度より放課後居場所緊急対策事業として、保育の場所を2箇所拡大しました。	B	保育園・認定こども園については、保育士確保対策事業の補助を拡充し、引き続き民間立園の運営を支援しつつ受入児童数を確保してまいります。 放課後児童クラブについては、引き続き居場所を確保しニーズに対応できるよう調整してまいります。
こどもの居場所への支援	活動団体及び利用希望者の支援のため、こども食堂を含めたこどもの居場所の活動について広報周知を行います。	子ども子育て課	市内こども食堂の情報を市ホームページで広報周知を図りました。	B	引き続き、市内のこどもの居場所の活動について広報周知を行っていきます。

認可外保育施設保育料負担軽減	県と連携し、認可外保育施設に入所している所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減します。	子ども子育て課	県と連携し、令和6年度は所得要件を満たす世帯 17 世帯、多子世帯 13 世帯、令和7年度は所得要件を満たす世帯 30 世帯、多子世帯 8 世帯の保育料を軽減しました。	B	今後も県と連携し、所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減してまいります。
放課後児童クラブ利用料軽減	県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減します。	子ども子育て課	県と連携し、令和6年度は準要保護世帯 13 世帯、多子世帯 23 世帯、令和7年度は準要保護世帯 14 世帯、多子世帯 13 世帯の利用料を軽減しました。	B	今後も県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減してまいります。
教員、保育士等職員への研修会の実施	生徒・児童の所属施設の職員を対象に、こどもの貧困等に対する気づきと対応についての研修会を開催します。	子ども子育て課	児童虐待やヤングケアラーなど、心配される家庭についての気づきと対応について、生徒・児童の所属施設の職員等を対象にした研修会を実施しました。令和6年度は児童虐待とヤングケアラー支援の2部構成とし参加者は 37 人、令和7年度は児童虐待研修の参加者は 43 人、ヤングケアラー研修の参加者は 40 人でした。	B	今後も生徒・児童の所属施設の職員がこどもの貧困等に対して気づき、適切な対応が取れるよう取り組んでまいります。

ウ 保護者の育児負担の軽減

保護者の疾病や育児疲れ等により一時的にこどもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で一時的にこどもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等の活用を支援するとともに、必要な保護を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
こどもショートステイ事業	乳児院や母子生活支援施設を受入れ施設として確保し、ショートステイ事業（日中の預かり）とトワイライト事業（夜間預かり）により児童を預かります。	子ども子育て課	市ホームページ等で広報周知を図りましたが、結果として令和6年度、令和7年度ともに申請がありませんでした。	B	今後も、保護者の育児負担の軽減のため継続実施するとともに広報周知を図ってまいります。

③ こどもの生活支援

ア 生活困窮世帯等のこどもへの生活支援

育児と仕事の両立が難しい生活困窮世帯・ひとり親家庭等について、こどもに対する教育や生活習慣の指導等が十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。また、生活習慣の習得・食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談	生活保護ケースワーカーが生活保護受給世帯の生活状況等を把握し、自立を助長するための指導を行います。	福祉課	令和6年度の訪問件数は258件、令和7年度は285件でした。	B	今後も、自立を助長するため継続してまいります。
生活困窮世帯等のこどもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等のこどもに対し、無料の学習支援（集合型学習指導）を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供やこどもの居場所づくり等を行います。	まなvivaかえる家福祉課 子ども子育て課	こどもの学習支援事業については、令和6年度の利用人数は25人、令和7年度は23人でした。	B	こどもの学習支援事業については、継続して実施するとともに、必要な方の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。

英語によるコミュニケーション能力育成	こどもに対する無料の学習支援（英会話等）を実施し、学ぶ意欲を保障する場を提供します。	学校教育課	令和7年度から英語教育コーディネーターの配置と地域おこし協力隊を含むALT（外国語指導助手）を1名増員し、各学校へのALT派遣や英語イベントの開催により、児童生徒が英語によるコミュニケーションを図る機会を創出しました。	A	令和8年度から小学校1・2年生でも英語にふれる機会を創出し、市内全ての小・中学生が英語によるコミュニケーション能力育成事業の対象となりました。今後も継続して事業を実施してまいります。
--------------------	--	-------	---	---	---

イ 社会的養育が必要なこどもへの生活支援

生活基盤が不十分なため、親が自分でこどもを育てられない場合においても、児童福祉法における「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、家庭と同様の環境である里親等で養育されるよう支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
里親制度	保護者の病気や生活困窮などにより、保護者と一緒に暮らすことのできないこどもを一定期間、家庭に迎え入れて養育する里親制度を周知し、里親登録者の拡大に努めるとともに、関係機関で構成する里親養育支援委員会で里親とこどもの生活を支援していきます。	子ども子育て課	里親に係るリーフレットを窓口を設置し周知を図ったほか、関係機関で構成する里親養育支援委員会で里親とこどもの生活を支援しました。	B	今後も制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し里親とこどもの支援をしていきます。

ウ 食育の推進に関する支援

乳幼児期は、健やかな発育・発達及び健康の維持増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期であるため、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障がい、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。

学童期から青年期にかけては、食に関する知識や技術を身につけながら、自分に必要な食事を選ぶ力を養い、健康を維持し生活習慣病を予防する正しい食習慣と生活リズムの確立が必要となるため、食に関する知識や技術を学べる食育の推進を図ります。

保育所等の児童福祉施設では、こどもの発育・発達及び健康状態等を把握し必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、健やかな発育・発達を支援します。

学校においても、学校給食栄養摂取基準に基づいた献立により、成長期に必要な栄養量の確保ができるよう努め、食育の観点から様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得、健全な食生活の実現に向けての食育指導に取り組んでいきます。

また、規則正しい生活リズムと食習慣を身につけるための早寝早起き朝ごはん事業の啓発や、ひとり食べる「孤食」ではなく、人と一緒に食事をする「共食」の機会の大切さを普及していきます。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
もぐもぐごっくん 離乳食教室	乳児の健やかな発育・発達を助けることを目的に、離乳食への正しい理解を深め、家庭で安心して離乳食を進めることができるように離乳食教室を実施し、乳幼児期から望ましい生活リズムの定着や食生活の形成を支援します。	健康推進課	離乳食の進め方の講話を中心に、離乳食の相談が可能な機会として離乳食教室を年3回実施。令和6年度は40名、令和7年度は32名が参加。 また、新たに市内のドラッグストアと連携し、カフェスペースで教室を実施し、子育て支援の充実を図りました。令和7年度は、8名が参加。	A	今後も乳幼児期から望ましい生活リズムと食生活の形成支援のため、離乳食教室を継続します。

食育に関する教室	食に関する知識や調理技術を身につけながら、自分に必要な食事を選ぶ力を育てます。	健康推進課 上山市食生活改善推進協議会	市と食生活改善推進協議会が共催で年1回親子を対象にした食育事業を実施。 令和6年度は20名、令和7年度は8名参加。	B	食や健康の大切さを学び、調理をする機会を創出するため、今後も継続します。
乳幼児健診時栄養相談	乳幼児健康診査等の機会を通じて、管理栄養士による栄養相談・指導を受けられる機会を設け、親子で規則正しい食生活と生活リズムを確立し、欠食を防止する大切さを学びます。	健康推進課 子ども子育て課	乳幼児健康診査（4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査）等には管理栄養士が従事し、乳幼児期の食に関する相談指導を実施。 令和6年度は366名、令和7年度は351名参加。 また、3歳児健康診査時に保護者へ野菜摂取量の測定と栄養指導を実施。	B	引き続き、乳幼児健康診査等を通じて、「早寝・早起き・朝ごはん」など望ましい生活リズムの定着を図り、食事の大切さを伝える栄養相談・指導を実施します。
保育所等における食育	収穫体験や実習等による学習機会の充実、行事食や伝統食の提供や給食での地場産農産物の活用等で食べ物や食事の大切さを学びます。	子ども子育て課	はじめての栄養教室「おが〜れ」において園庭で栽培した野菜を収穫、調理体験や、魚の食育を通して命の大切を学びました。令和6年度6回開催、7年度も6回開催しました。 また、行事食や伝統食給食を実施しました。	B	今後も、食育体験を創出し学習機会の充実のため各種食育事業を継続してまいります。

地産地消推進活動による食育	地場産農産物を学校給食に取り入れるとともに、地域の生産者による講話や、児童・生徒との給食交流会を通して、食の楽しみや食を取りまく環境、文化を学びます。	農林夢づくり課	シャインマスカット給食、ラ・フランス給食、干し柿給食、小笹うるい給食の提供を行った。各給食の提供日（シャインマスカット給食を除く）に合わせて生産者による講話及び給食交流会を実施した。	B	引き続き地場産農産物を給食に取り入れるとともに、地域の生産者による講話や給食交流会を行います。
学校における栄養教諭による食育指導	生涯健康で生活する基礎として学童期から「食」に関する知識や「食」を選択する力を身につけるための健康教育を実施します。	教育企画課	食育指導のための学校訪問を令和6年度は35回実施、令和7年度は67回の計画とし、計画通り実施しました。	B	令和8年度は栄養教諭減員に伴い、学校訪問は継続するものの、例年に比較して回数が減となる見込みです。
こども食堂	上山市内のこどもたちを対象に、学校の長期休暇期間中等に、こども食堂を開催し「孤食」をなくす活動等を行います。	かみのやまこども食堂 「かえる家」 社会福祉法人友愛会	令和6年度、令和7年度ともに、こども食堂を開催し「孤食」をなくす活動を行ったほか、学習や憩いの場などのこどもの居場所を提供しました。	A	今後も継続してこども食堂を開催していきます。

エ ヤングケアラーへの支援

広報啓発活動や研修等を通じ、ヤングケアラーの社会的認知度を高めることでこどもの自覚を含め早期発見につなげ、具体的な支援に向けて関係機関と連携して対応していきます。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
ヤングケアラーコーディネーターによる相談支援	ヤングケアラー対象世帯の支援について、関係機関と連携し取り組むとともに、ヤングケアラーの認知度アップに向けた広報啓発活動を行います。	子ども子育て課 一般社団法人 山形県地域包括支援センター等協議会	ヤングケアラーに係るリーフレットやポスター等を関係各所に配付し広報啓発を図りました。 令和6年度はヤングケアラーコーディネーターを募集しましたが応募がなく、家庭児童相談員を2名体制にして相談支援等を行いました。令和7年度はヤングケアラーコーディネーターを配置し231日間、相談業務や広報啓発を行いました。	B	今後も継続してヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラー支援を行ってまいります。
ヤングケアラーの支援に関する研修	支援マニュアル等を活用し、ヤングケアラーを早期に発見し、支援していくための方法等について関係機関向けの研修会等を開催し、理解を深めます。	子ども子育て課 一般社団法人 山形県地域包括支援センター等協議会	ヤングケアラーに係る研修会を令和6年度、令和7年度に開催したほか、令和7年度は市内2団体に出向きヤングケアラーに係る研修を実施しました。	B	今後も継続して関係機関向けの研修会等を開催し、理解を深めていきます。

④ こどもの就労支援

ア こどもの社会的自立の確立のための支援

職業観・勤労観は、全てのこどもたちが、他者と協働し生きていくために身につけるべき力であるため、キャリア教育を推進します。

また、奨学金の返還支援等による自立のための支援や、ハローワークと連携した正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
キャリア教育の推進	中学生職場体験学習であるキャリアスタートウィークを実施し、生きる力を身につけ、社会変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる自立した社会人・職業人の育成を目指します。また、望ましい職業観・勤労観を養います。	学校教育課	中学2年生を対象に職場体験学習であるキャリアスタートウィークを実施し、生きる力を身につけ、社会変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる自立した社会人・職業人の育成と望ましい職業観・勤労観を養いました。	B	今後も、生きる力を身につけ、社会変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる自立した社会人・職業人の育成と望ましい職業観・勤労観を養うため、中学2年生を対象に職場体験学習（キャリアスタートウィーク）を実施してまいります。
山形県若者定着奨学金返還支援事業 (県・市)	若者の県内回帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	商工課	県と連携し広く周知を行ったことから、令和6年度は14名、令和7年度は6名の助成候補者認定がありました。	B	今後も県と連携し、必要な方の利用につながるよう周知を図ってまいります。
母子父子寡婦福祉資金（県）	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	子ども子育て課	母子家庭等の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金に係る相談を実施しましたが、令和6年度、令和7年度の活用実績はありませんでした。	B	今後も、制度の周知や相談を通して活用につなげるなど、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。

⑤ 住宅に関する支援

ア 住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯に対して、安定した生活基盤が確保できるよう住宅入居に関する優遇や支援を行います。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
市営住宅入居者選考時の優遇	20歳未満の子を扶養している寡婦世帯、障がい者がいる世帯等について、優先的に入居できるよう優遇を行います。	建設課	令和6・7年度とも選考不要であったため、結果として実績は0件でした。	B	今後も、子育て世帯の安定した生活基盤確保のため継続してまいります。
家賃相当分の住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）	離職等により住居を失った又はそのおそれが高い場合に、有期で家賃相当額を支給します。	福祉課	令和6年度の支給件数は1件、令和7年度は1件でした。	B	必要な方の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。
ひとり親家庭住まい応援給付金（山形県ひとり親家庭生活応援給付金等事業）（県・市）	高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業しており、民営借家で生活しているひとり親家庭の方に賃借料を補助します。	福祉課	令和6年度は1件、令和7年度1件でした。（ともに前年度からの継続）でした。	B	必要な方の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。
母子生活支援施設への措置入所	児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、母子生活支援施設へ保護するとともに、自立促進へ向けた生活支援を行います。	子ども子育て課	母子家庭等の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金に係る相談を実施しましたが、令和6年度、令和7年度の活用実績はありませんでした。	B	今後も、制度の周知や相談を通して活用につなげるなど、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。

⑥ 児童養護施設退所者等に関する支援

ア 家庭への復帰支援

施設入所等の措置解除後のこどもが家庭に復帰する際には、児童相談所が中心となり、地域の関係機関が連携し、定期的なこどもの安全確認、保護者への相談・支援等を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
児童相談所（児童福祉司）による助言指導（県）	児童入所施設等の措置解除後のこどもが家庭に復帰する際に、児童相談所がその家庭環境を考慮し、保護者にこどもへの接し方等の助言、カウンセリングを実施します。また、上山市要保護児童対策地域協議会、こどもの所属施設との連携を図り支援します。	児童相談所 子ども子育て課 こども所属施設	児童入所施設等の措置解除の際に、児童相談所における支援経過を地域関係機関に伝えとともに、上山市要保護児童対策地域協議会、こどもの所属施設との連携を図り、移行期間を設けながら地域支援につなぎました。	B	今後も、児童入所施設等の措置解除の際に、上山市要保護児童対策地域協議会、こどもの所属施設との連携を図り支援します。

【生活の安定に向けた支援】実施状況

A：計画以上の実施：3件 B：計画通りの実施：43件 C：未実施：0件

（４）就労の支援

① 所得向上策の推進、仕事と家庭が安心して両立できる働き方の実現

出産・育児をしやすい環境づくりや仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組むなど、安心してこどもを産み育てられる労働環境の整備に取り組む事業主を支援します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
働きやすい職場づくり奨励金	出産や育児をしやすい雇用環境づくりを推進するため、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主に対して、正社員が育児休業取得後に正社員として復職する場合に奨励金を交付します。	商工課	商工会を通じた事業者への周知やHPへの掲載を行い、令和6年度は5件、令和7年度は6件でした。	B	令和8年度も同事業を実施し、育児休業の取得を促していきます。

② ひとり親に対する就労支援

ア ひとり親家庭の親への就労支援

ハローワーク等の関係団体と連携し、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細やかな就職支援を実施します。

また、就職に有利な資格取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

事業・制度	内容	担当課・ 団体等	これまでの実施内容	実施 状況	今後の方針
母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、就労を目的とした資格取得に要する費用または職業訓練中の生活費の一部を助成します。	福祉課	令和6年度、令和7年度ともに該当者がおらず、利用件数は0件でした。	B	今後もひとり親家庭の自立支援として、必要な方の利用につながるよう制度の周知を図っていきます。
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が就職に有利な看護師や保育士等の資格を取得するために専門学校等の養成機関で修学する際に、生活費を支給し、生活の負担軽減を図るとともに資格取得を容易にし、自立を促進します。	福祉課	ひとり親家庭の生活負担の軽減を図り自立を促進するため、前年度からの継続で、生活費として高等職業訓練促進給付金を給付しました。令和6年度は1件で1,023,000円、令和7年度1件で905,000円の給付となっています。	B	今後もひとり親家庭の自立支援として、必要な方の利用につながるよう制度の周知を図っていきます。
山形県ひとり親家庭生活応援給付金等事業（県・市）	「高等職業訓練促進給付金」の支給に加えて生活応援給付金、住まい応援給付金の支給による経済的負担の軽減を図ることで資格取得を容易にし、自立を促進します。更に遠方の学校に通う方を対象に通学応援給付金を支給することで、修学期間中の負担軽減の拡充を図ります。	福祉課	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り自立を促進するため、前年度からの継続で、給付金を支給しました。 令和6年度は1件で600,000円、令和7年度は1件で600,000円となっています。住まい応援給付金及び通学応援給付金は申請者0件でした。	B	今後もひとり親家庭の自立支援として、必要な方の利用につながるよう制度の周知を図っていきます。

母子父子寡婦福祉資金（県）	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	子ども子育て課	母子家庭等の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金に係る相談を実施しましたが、令和6年度、令和7年度の活用実績はありませんでした。	B	今後も、制度の周知や相談を通して活用につなげるなど、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。
---------------	---	---------	---	---	---

イ ひとり親家庭の親の仕事と家庭の両立

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的にこどもを預かるショートステイ事業やトワイライト事業等、親の仕事と家庭の両立に必要な場合や保護者の疾病や育児疲れ等により一時的にこどもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
ひとり親家庭子育て生活支援事業	ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、家庭生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行います。市が相談、申請窓口となります。	山形県母子寡婦福祉連合会 子ども子育て課	児童扶養手当の手続きなど、機会を捉えて、当該事業の周知を図りましたが、結果として令和6年度、7年度ともに利用者がいませんでした。	B	今後も当該事業を継続して実施するとともに、制度の周知を図っていきます。

保育園、認定こども園、放課後児童クラブによる保育支援	就労等により、昼間や放課後に保護者が家庭にいない児童について、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の基本的な生活習慣の確立や健全な育成を図るため、保育の場を確保します。	子ども子育て課	保育園・認定こども園については、民間立園に対し保育士採用に係る経費補助を実施するとともに、受入児童数や保育室の状況を相談・検討し受入拡大に繋がりました。また、公立園においてもニーズの高い0歳児の受入を拡大しました。 放課後児童クラブについては、増大しているニーズに対応すべく、施設と協議・調整しながら受入に繋がりました。また、令和7年度より放課後居場所緊急対策事業として、保育の場所を2箇所拡大しました。	B	保育園・認定こども園については、保育士確保対策事業の補助を拡充し、引き続き民間立園の運営を支援しつつ受入児童数を確保してまいります。 放課後児童クラブについては、引き続き居場所を確保しニーズに対応できるよう調整してまいります。
こどもショートステイ事業	乳児院や母子生活支援施設を受入れ施設として確保し、ショートステイ事業（日中の預かり）とトワイライト事業（夜間預かり）により児童を預かります。	子ども子育て課	市ホームページ等で広報周知を図りましたが、結果として令和6年度、令和7年度ともに申請がありませんでした。	B	今後も、保護者の育児負担の軽減のため継続実施するとともに広報周知を図ってまいります。

③ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

ア 就労機会の確保

生活保護受給者等への就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークとの連携による支援、就労の準備段階の方への支援等きめ細かい支援を実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
生活保護受給世帯に対する就労支援	稼働能力判定会議を通じ、就労支援員がハローワーク等関係機関と連携し、個人の能力に応じた就労支援を行います。	福祉課	令和6年度の就労支援は14件で、令和7年度は19件でした。	B	今後も、自立を支援するため事業を継続してまいります。

【就労の支援】実施状況

A：計画以上の実施：0件 B：計画通りの実施：9件 C：未実施：0件

(5) 経済的支援等

① 児童手当等の制度の着実な実施

根拠法に基づき、児童手当等の該当制度の支給を着実に実施します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
児童手当	家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から高校卒業までのこどもの養育者に支給します。	福祉課	令和6年10月分からの児童手当拡充を実施しました。 令和6年度末受給者数 1,289 人 支給額 341,115,000 円 令和7年度末受給者数 1,245 人 支給額 418,790,000 円	B	国の事業である子育て支援として制度の周知を図ってまいります。
児童扶養手当	こども（18歳に達した年度末、障がいのあるこどもは20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の親等で、所得要件に該当する場合に支給します。	福祉課	令和6年度末受給者数 129 人 支給額 66,034,060 円 令和7年度末受給者数 127 人 支給額 71,260,570 円	B	国の事業であるひとり親等の支援として制度の周知を図ってまいります。
生活保護	生活困窮者に対して、国の定める基準で生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助費を支給して家計の安定を図り、自立に向けた支援を行います。	福祉課	令和6年度末の123世帯、令和7年度は126世帯に対して、生活保護を適用し、支援してまいりました。	B	必要な方の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。

② 養育費の確保の推進

本市の生活実態調査では、養育費にかかる取り決めをしている状況が県全体の平均よりも下回っていることから、離婚する当事者に対して養育費等の取り決めの重要性や法制度を理解してもらい、養育費の取り決めを促すため、母子父子自立支援員による養育費相談・パンフレット等を活用した周知活動を実施していきます。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
母子父子自立支援員による養育費相談・周知活動	離婚時に養育費の取り決めをして、その後の家庭生活の安定が図れるよう、母子父子自立支援員が相談時に、養育費等の重要性や法制度を理解してもらうための周知説明を行います。	子ども子育て課	母子父子自立支援員が離婚に係る相談時に、養育費等の重要性や法制度を理解してもらうための周知説明を行いました。令和6年度は2件、令和7年度は5件の養育費相談がありました。	B	今後も、ひとり親世帯の家庭生活の安定が図れるよう、相談時に養育費等の重要性や法制度を理解してもらうための周知説明を行います。

③ 教育・保育に係る費用負担の軽減

子育て世帯の生活の安定を図り、全てのこどもが安心して教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育料の全額公費負担、就学援助制度等の実施により、教育・保育に係る経済的負担の軽減を図ります。

■幼児教育・保育の全額公費負担の推進及び質の向上

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
幼児教育・保育の全額公費負担（国・県）	子育て世代、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、国の幼児教育・保育の全額公費負担に基づき、3歳以上の児童及び3歳未満の市民税非課税世帯の児童の保育料を全額公費負担します。また、県と連携し、国の全額公費負担の対象とならない一定所得未満（市民税 97,000 円未満）の世帯の児童の保育料を全額公費負担します。	子ども子育て課	令和6年度は、国の全額公費負担の対象となる世帯 367 世帯に加え、県と連携し国の全額公費負担の対象とならない 83 世帯の保育料を全額公費負担しました。 令和7年度は、国の全額公費負担の対象となる世帯 343 世帯に加え、県と連携し国の全額公費負担の対象とならない 48 世帯の保育料を全額公費負担しました。 また、令和7年度からの県事業拡充により、市民税 169,000 円未満の世帯 25 世帯の保育料を一部公費負担しました。	B	今後も県と連携し、国の全額公費負担の対象とならない世帯の保育料を軽減してまいります。

第2子以降保育料全額公費負担（市独自）	18歳未満の兄弟等がいる第2子以降の0～2歳児が保育所等を利用した際の保育料を全額公費負担します。	子ども子育て課	令和6年度は33世帯、令和7年度は24世帯の保育料を全額公費負担しました。	B	今後も0～2歳児の多子世帯の保育料を公費負担し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
認可外保育施設保育料負担軽減	県と連携し、認可外保育施設に入所している所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減します。	子ども子育て課	県と連携し、令和6年度は所得要件を満たす世帯17世帯、多子世帯13世帯、令和7年度は所得要件を満たす世帯30世帯、多子世帯8世帯の保育料を軽減しました。	B	今後も県と連携し、所得要件等を満たす世帯と多子世帯に対し保育料を軽減してまいります。
放課後児童クラブ利用料軽減	県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減します。	子ども子育て課	県と連携し、令和6年度は準要保護世帯13世帯、多子世帯23世帯、令和7年度は準要保護世帯14世帯、多子世帯13世帯の利用料を軽減しました。	B	今後も県と連携し、要保護世帯・準要保護世帯と所得要件を満たす多子世帯に対し利用料を軽減してまいります。
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。	子ども子育て課	ファミリー・サポート・センター事業については計画通り実施し、令和6年度の利用件数は220件、令和7年度の利用件数は374件で、令和6年度より増加しました。	B	ファミリー・サポート・センター事業の運営については、子育て世代の利用につながるよう制度の周知を図ってまいります。

■大学等進学に対する教育機会の提供

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
山形県若者定着奨学金返還支援事業 (県・市)	若者の県内回帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	商工課	県と連携し広く周知を行ったことから、令和6年度は14名、令和7年度は6名の助成候補者認定がありました。	B	今後も県と連携し、必要な方の利用につながるよう周知を図ってまいります。
「高等学校奨学金」 ほか各種奨学金	学習意欲が高く、かつ、経済的な理由により大学への修学が困難な学生等に対し「上山市奨学金貸付制度」について周知し募集を行います。	各高等学校 教育企画課	奨学生募集については、毎年12月に市報、ホームページへ掲載し、市内及び近隣高校へ案内を周知しております。令和8年度は6名採用しております。	B	今後も近年の採用状況や基金の状況を踏まえながら、周知、募集を行ってまいります。

■教育費負担の軽減

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
就学援助制度	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒及び小学校就学予定者の就学に係る学用品費等について支援します。	学校教育課	就学援助制度により経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒に対し、令和6年度91件、令和7年度84件と小中学校就学予定者の就学に係る学用品費等について支援することで経済的負担軽減を図りました。	B	今後も経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒及び小中学校就学予定者の就学に係る学用品費等について支援し、経済的負担軽減を図ってまいります。

上山市立小・中学校 遠距離通学費補助金 事業	遠距離通学児童・生徒の保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課	遠距離通学費補助金事業により遠距離通学児童・生徒に対し、令和6年度67件、令和7年度64件の保護者の負担軽減を図りました。	B	今後も遠距離通学費補助金事業により遠距離通学児童・生徒の保護者の負担軽減を図ってまいります。
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ります。	学校教育課	令和6年度65件、令和7年度72件の奨励費の支給により特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図りました。	B	今後も特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減のため事業を継続してまいります。
高等学校等就学支援金	世帯の所得に応じて、授業料に充てる支援金を給付し、こどもの高等学校等への修学を支援します。	各高等学校	世帯の所得に応じて、授業料に充てる支援金を給付し、こどもの高等学校等への修学を支援しました。	B	今後も継続して高等学校等への修学を支援します。
私立高等学校就学奨励補助	私立高等学校に在学する生徒の就学に係る保護者の負担軽減を図ります。	各高等学校 学校教育課	私立高等学校就学奨励補助により、令和6年度11件、令和7年度10件支給し、私立高等学校に在学する生徒の就学に係る保護者の負担軽減を図りました。	B	令和8年度から私立高等学校も教育費無償化対象となることから、私立高等学校就学奨励補助についても令和8年度から廃止となりました。

■生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
生活福祉資金貸付制度	所得の少ない世帯、障がい者世帯に対して、無利子または低利で就学支援などのための資金の貸付を行います。	上山市社会福祉協議会	所得の少ない世帯等に対し、無利子または低利で就学支援などのための資金の貸付を行いました。	B	今後も所得の少ない世帯等に対し、無利子または低利で就学支援などのための資金の貸付を行います。
入学準備金制度	生活保護受給者で、こどもが小学校・中学校・高等学校に入学するときに入学準備のための費用を必要とする場合に支給します。	福祉課	令和6年度、令和7年度ともに該当者がおらず、利用件数は0件でした。	B	対象者がいた場合は、制度周知につとめてまいります。
進学準備金給付制度	生活保護世帯のこどもで大学等に進学した者に対して、進学給付金を支給します。	福祉課	令和6年度、令和7年度ともに該当者がおらず、利用件数は0件でした。	B	対象者がいた場合は、制度周知につとめてまいります。
大学在学中の住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯のこどもの大学等への進学率が全世帯のこどもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を支援します。	福祉課	令和6年度、令和7年度ともに該当者がおらず、利用件数は0件でした。	B	対象者がいた場合は、制度周知につとめてまいります。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（県）	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	子ども子育て課	母子家庭等の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金に係る相談を実施しましたが、令和6年度、令和7年度の活用実績はありませんでした。	B	今後も、制度の周知や相談を通して活用につなげるなど、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。

④ 医療費等負担の軽減

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
子育て支援医療給付	0歳から18歳までのこどもに対する医療費の自己負担分を助成します。	健康推進課	子育て支援医療については、計画どおり実施し、実績については、令和6年度は対象者 3,045 人、助成件数 55,997 件、助成額 126,522 千円、令和7年度は対象者 2,899 人、助成件数 52,209 件、助成額 120,570 千円でした。	B	今後も、子育て世帯の支援のため、事業を継続してまいります。
ひとり親家庭等医療給付	18歳以下のこどもを扶養しているひとり親家庭等の親等及びそのこどもに対し、所得要件を満たす場合に、医療費の自己負担分を助成します。	健康推進課	ひとり親家庭等医療給付については、計画どおり実施し、実績については、令和6年度は対象者 204 人、助成件数 3,961 件、助成額 11,020 千円、令和7年度は、対象者 206 人、助成件数 3,532 件、助成額 13,118 千円でした。	B	今後も、ひとり親家庭等の支援のため、事業を継続してまいります。
重度心身障がい(児)者医療給付	重度心身障がい者(児)に対し、医療費の窓口負担を助成します。	健康推進課	重度心身障がい(児)者医療給付については、計画どおり実施し、実績については、令和6年度は対象者 687 人、助成件数 20,766 件、助成額 95,841 千円、令和7年度は対象者 672 人、助成件数 21,383 件、助成額 101,214 千円でした。	B	今後も、重度心身障がい(児)者の支援のため、事業を継続してまいります。

低所得妊婦に対する 初回産科受診料助成 事業	低所得の妊婦に対し初回の産科受診料の費用を助成することで経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援につなげます。	子ども子育て課	令和6度、7年度ともに利用実績はありませんでした。	B	今後も支援を必要とする妊婦の利用につなげられるよう、制度の周知を図っていきます。
妊娠出産及び子育て 通院支援タクシー利用 料金助成事業	支援が必要な妊婦等に対し、出産及び健康診査等のために通院する際のタクシー利用料金の助成を行うことで、妊娠期から子育て期の身体的及び経済的な負担を軽減するとともに、安心してこどもを産み育てることができる環境を整備します。	子ども子育て課	妊娠期から子育て期の身体的及び経済的な負担を軽減するため、タクシー利用料金の助成を行いました。令和6年度は、妊娠出産支援に係るタクシー利用はありませんでしたが、子育て通院支援において1人が利用しました。令和7年度はどちらも利用はありませんでした。	B	今後も支援の必要な妊婦等の身体的及び経済的負担を軽減するため、制度の周知を図るとともに事業を継続していきます。

⑤ 物資提供の取組

フードドライブ等により寄付された食料等の物資を、必要としている人に提供する取組を推進します。

事業・制度	内容	担当課・団体等	これまでの実施内容	実施状況	今後の方針
フードバンク	毎週日曜日に上山市内の子育て世帯へ食材の無料提供を行います。また、フードロス削減のための食材の提供の募集も行います。	フードバンク かみのやま	令和6年度、令和7年度ともに、フードバンクを実施し、「おすそわけ会」を通じて食材の無料提供を行いました。また、農家による協力が増え、多くの農作物を提供することができました。	A	今後も継続してフードバンク活動を行っていきます。
こども食堂	上山市内のこどもたちを対象に、学校の長期休暇期間中等にこども食堂を開催し、「孤食」をなくす活動等を行います。	かみのやまこども食堂「かえる家」 社会福祉法人 友愛会	令和6年度、令和7年度ともに、食事の提供だけでなく、学習や憩いの場としての、こどもの居場所を提供しました。	A	今後も継続してこども食堂を開催していきます。

生活用品の無償配布	困窮世帯等を支援するため、生活用品を無償配布します。	かみのやまこども食堂「かえる家」	令和6年度、令和7年度ともに、年間を通じてフードドライブ等で集まった生活用品等の無償配布を行いました。フードドライブでは令和5年度から日用品等の募集を開始し、令和5年度は78点、令和6年度は641点、令和7年度は366点の日用品が集まり、子育て世帯に多くの日用品を配付しました。	A	今後も継続して生活用品の無償配布を行っていきます。
食材提供の取組に係る広報支援	フードドライブ、フードパントリー等の実施団体の活動内容について広報周知を図り、困窮世帯等に食料等を提供する仕組みづくりを支援します。	子ども子育て課	市公式LINEで年1回、市報で年2回広報啓発を図りました。また、関係団体に協力を依頼し、それぞれのSNS等により広報啓発を図りました。	B	今後も食材提供の取組に係る広報支援を継続していきます。
フードドライブ	市役所庁舎等に、市民が家庭や職場で余っている食品等を持ち寄り、必要としているフードバンク等の活動団体に寄付することで、団体の活動を支援します。また、困窮世帯等に食料等を提供する仕組みづくりを推進します。	子ども子育て課	令和6年度は2回（各1週間）（約389kg）、令和7年度は2回（各2週間）（約297kg）実施したほか、フードドライブ活動についてホームページ等で周知するなど、啓蒙啓発を図りました。	B	今後もフードドライブを実施するとともに、フードドライブ関連物品を貸し出すなど、フードドライブ活動を広げるべく取り組んでいきます。

【経済的支援】実施状況

A：計画以上の実施：3件 B：計画通りの実施：28件 C：未実施：0件